

市営住宅入居申込みの手引き

入居までの流れ

- 入居資格等の説明及び資格者の判断・・・・・・・・土木課の事務・・・・・・・・1ページ
- 申込書及び添付書類の提出・・・・・・・・入居の手続き・・・・・・・・2ページ
- 申込書の審査及び入居決定通知の送付・・・・・・・・土木課の事務・・・・・・・・2ページ
- 誓約書及び添付書類の提出・・・・・・・・入居の手続き・・・・・・・・3ページ
- 敷金の納入・・・・・・・・入居の手続き・・・・・・・・3ページ
- 誓約書の審査及び入居可能通知書の送付・・・・・・・・土木課の事務・・・・・・・・4ページ
- 入居及び入居届の提出・・・・・・・・入居の手続き・・・・・・・・4ページ

入居申込書の書類請求について不明な点は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

〒891-2192
垂水市上町114番地
垂水市役所土木課管理用地係
TEL：0994-32-1111(内)330

(I) 入居資格者等（下記の1と2の条件をいずれも満たす者）

1 入居条件

- ・ 住宅に困窮していること
- ・ 同居し又は同居しようとする親族があること。
- ・ 単身者の申し込みも可能であるが別に定める住宅に限る。
通勤可能な市町村からの単身赴任者は入居できない。
- ・ 市町村税を滞納していないこと。
- ・ 本人及び同居者が暴力団でないこと。
- ・ 振興会へ入会すること。

2 収入の条件

収入認定額が収入基準額以下であること。

（表中の収入は、世帯員中給与者1人の場合のみ）

収入のある人が複数いる場合は、全員の所得を合算する

収入認定額は次の計算式により算出

$$\frac{\text{同居親族} + \text{扶養親族}}{\text{同居親族} + \text{扶養親族}} \{ \text{今年度の所得の金額} - 38 \text{万円 (控除額)} \times \text{控除対象配偶者の人数} \} \div 12 = \text{収入認定額}$$

控除額

同居親族、控除対象配偶者、扶養親族 1人 38万円

次のような場合はさらに特別控除があり。

- ① 70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
- ② 申込者、同居親族、控除対象配偶者又は扶養親族に障害のある方がいる場合
- ③ 申込者又は同居親族が寡婦又は寡夫で所得がある場合
- ④ 16歳以上23歳未満の特定扶養親族がいる場合

収入基準 一般基準 158,000円以下

世帯員	1人	2人	3人	4人
所得	189.6万円	227.6万円	265.6万円	303.6万円
収入	296.8万円	351.2万円	399.6万円	447.2万円

（収入のある方が1人で給与所得者の場合）

例)

3人世帯で夫の所得240万円、妻の所得40万円、子供17歳学生

$$\{ \text{所得の合計} 280 \text{万円} - (\text{控除 } 38 \text{万円} \times 2 \text{人} + \text{特別控除 } 20 \text{万円}) \} \div 12 \\ = 153,000 \text{円} < 158,000 \text{円}$$

ゆえに、入居可能である。

(Ⅱ) 申込方法及び申込書に添付する書類

1 申込方法

入居申込書に次の事項に留意の上必要事項を記入し、添付書類を添えてお申込みください。

- ア 申込先電話番号は、自宅（携帯電話可）・勤務先とも記入ください。
- イ 申込書は、ボールペン等で記入し、鉛筆は使用しないでください。
- ウ 別居扶養親族（所得税の控除対象となっている扶養親族）のある方は同居親族名の下欄に記入し、職業欄に住所を記入してください。
（別居扶養親族の例：別居中の学生，遠隔地に住み、扶養している家族）

2 申込書に添付する書類

- ア 住民票・・・入居される方全員の分が必要（現在居住市町村窓口）
- イ 所得証明書・・・15歳以上の入居者全員（就学中の方は除く）
（今年度（昨年1月～12月の収入に係る）の所得証明）
（今年の1月1日に居住していた市町村の窓口にて取得してください。）
- ※2（1月～6月の期間は、収入を証明する書類（源泉徴収票等）に代える）
- ウ 無職証明書・・・15歳以上の者で、無職の方（就学中の方は除く）
（地区民生委員の発行する証明）（市役所土木課に様式あります。）
- エ 納税証明書（最新）・・・20歳以上の入居される方全員の分が必要
（昨年1月1日に居住していた市町村の窓口にて取得してください。）
- オ 健康保険証の写し（コピー）・・・扶養の状況を確認のため

カ～コ については、該当する方のみ添付ください。

- カ 婚約証明・・・・・・・・・・申込み時点で婚約中の方
- キ 障害者手帳等の写し・・・申込者，同居親族，扶養親族に障害のある方がいる場合
- ク 生活保護受給証明書・・・生活保護受給者は，福祉事務所の発行する証明書が必要
- ケ 戸籍謄本・・・・・・・・・・寡婦，寡夫の方は必要
- コ 退職予定証明書・・・・・・・・退職を予定していて，退職後入居される方は，事業主の発行する退職証明書が必要です。
この場合，入居できるのは，証明書が提出されてからとなります。
- ※1 ご家族の状況によって上記以外の書類を添付していただきます。
- ※2 **イの所得証明書については、1月から6月初旬頃までは、今年度の所得証明書が発行されない場合もありますので、**
給与所得者は、前年分（昨年1月～12月の収入）の源泉徴収票
その他の方は、前年分の収入がわかる書類（申告証明等）

3 入居決定通知

提出されました申込書により審査を行い、入居資格があると認められましたら、「入居決定通知」・「誓約書」等の書類を送付致します。
その後、「誓約書」提出等の手続きを行っていただきます。

(Ⅲ) 入居申込みに係るその他の注意事項

- ア 入居申込書に偽りの記載をされますと受付を取り消すことがあります。
- イ 入居される場合の同居親族は、出生の場合を除き、申込書に記載された方以外は認められません。
- ウ 団地内では、犬・猫等の動物類は飼育できません。
- エ 申込書及び添付書類は、原則としてお返しできません。
事情によりお返しする場合は、写しを取らせていただきます。
- オ 申込み後、状況の変化により入居資格の認定内容に変更が生じることがあります。
- カ 申込み後、住所や職場が変わった場合は必ずご連絡ください。
申込書記載の連絡先で連絡がとれない場合、次の方に空家を紹介することになりますので、ご注意ください。
- キ 入居資格が認められ、入居される場合、敷金（家賃の3ヶ月分）の納入、連帯保証人（2名）の連署する誓約書を提出していただきます。
- ク 団地により共益費が必要となる団地がありますが、共益費については、団地の入居者で管理されています。
- ケ 自動車の駐車については、スペースがある団地について、1世帯1台を認めています。スペースが無い団地や家賃の滞納がある場合、認められないこともあります。（市は、駐車場として管理していません。）
- コ 入居申込書みの有効は6ヶ月としますので、それ以降は再度申込みが必要です。
- サ 退去時に瑕疵による修繕箇所や畳及び襖の表替えを入居者負担で修繕していただきます。

(Ⅳ) 誓約書・敷金について

1 誓約書の提出について

敷金の納入後、誓約書を2通提出していただきます。

申込者と2名の連帯保証人の連署が必要です。

誓約書の添付書類

ア 入居申込者の印鑑登録証明書

イ 連帯保証人2名の印鑑登録証明書と所得額証明書

（保証人は、垂水市もしくは隣接市町の在住者で、同世帯から1名）

2 敷金の納入について

金額・・・・・・家賃の3ヶ月分

納入方法・・・・納入通知書（入居決定通知と同封）で、銀行等で納付します。

(Ⅴ) 入居可能日通知書

提出されました誓約書により、入居可能日（入居可能な期間）を決定しましたら、「入居可能日通知書」を送付致します。

誓約書1通は入居者控えとして返却致しますので、大切に保管されてください。その後、入居手続きを行っていただきます。

(Ⅵ) 市営住宅入居届

入居可能日までに入居されましたら、入居されたことを届け出てください。